

幕末から明治初期におけ真岡地方の政治と経済—報徳仕法から鬼怒川開墾へ

栃木県歴史文化研究会顧問 大嶽浩良

はじめに

- ・幕末の下野を語ると、真岡地方の政治・経済・文化史を抜きに語ることは出来ない。近世封建社会の経済の基本は農業社会である。農民が収めた年貢を本に武家社会が成り立っていたからである。その土台が18世紀後半あたりから崩れだした。具体的に云うと北関東農村は疲弊し、農村荒廃という現象が深刻化した。農村人口が減少し、都市では治安が悪化し、たび重なる飢饉が追い打ちをかけた。
- ・これを具体的に見ると、農村では労働力の流出は手余り地・荒れ地が増大し、小作地を有する地主経営さえも打撃を受けた。一方流出する浮浪者を吸収した江戸やその周辺地域では無宿人が横行し治安を悪化させ、天明の飢饉（1781～89）で米価を初め穀物値段が騰貴すると、その日暮らの下層民が各地で打ちこわし騒動を発生させるなど、都市と周辺地域の治安を著しく悪化させていた。
- ・農業の衰微と都市の治安悪化は、領主支配にとって最大の難問となり、寛政の改革に取り組む松平定信にとっても差し迫った課題であった。農村復興に取り組む定信は、幕府領（以降、幕領）の地方支配機構を刷新するため、綱紀を肅正し、民政の直接の担当者であった代官に有能な人材を登用することに努めた。この時期、下野国の幕僚支配の代官となった人物には、のちに名代官の名を残した人物が多い。竹垣三右衛門（真岡陣屋）・岸本武太夫（東郷陣屋）・山口鉄五郎（吹上陣屋）などである。彼らは従来の幕府代官がいずれも江戸の屋敷に住まい、田地の出張陣屋は手代・手付を置くだけで、自ら支配所に赴任することはなかったのと違い、仕法期間中、下野国内に陣屋を構え、常時駐在して直接指導に当たるなど、これまでとは違った積極的姿勢を見せている。
- ・この時期、農村復興のため実施された代官の仕法は、荒れ地起^{おこしがえし}返し、北陸地方からの入^{いりびやくしょう}百姓*1の導入、小児養育手当での支給、妊婦出生改めなどを行い、耕地の再開発と戸口の回復に努め、農民の気風の矯正のため心学教師を巡回させ村で講演させるなどした。
 - *1 入百姓—越後や越中などの一向宗農民が、郷里を離れて農村復興のため、移り住んだ者達。代表的村は芳賀郡八条村（真岡市）。

1、報徳仕法*

*2 報徳—「以德報徳（徳を以て徳に報ゆる）」。徳とは「修養によって得た自らを高め、他を感化する精神的な能力」。報徳とは受けた恩を返すこと。仕法とは決まったやり方のこと。

(1) 桜町領での仕法

- ・文政5(1822)年9月、二宮金次郎は小田原藩主大久保忠真の求めに応じ、下野国にあった大久保家の分家宇津家の知行所桜町領の復興立て直しのため、5石2人扶持、名主格の待遇で赴任することとなった

- ・翌年春には郷里^{かやま}栢山（神奈川県小田原市）の家財をすべて売却、家族同伴で桜町（旧二宮町）に転居した。仕法対象地域は物井・横田・東沼の3村約4000石であった。宇津家の領地になった元禄11(1698)年当時は、家数433軒・収納米962俵あったが、金次郎赴任時の文政6(1823)年には162軒・962俵と3分の1にまで落ち込んでいた。
- ・復興事業を引き受けるに当たって、金次郎が小田原藩と結んだいくつかの条件を掲げると、①復興期間は10年、②その間の年貢は田方米1005俵・畑方金127両とし、③その間は経過を報告する必要はなく、彼が小田原に呼び戻されることもないこと、④期間中は小田原藩が米200俵・金50両が復興資金として毎年提供されること、その扱いは金次郎に一任されること等であった。
- ・仕法期間中、種々の妨害もあり目的達成が危ぶまれた時期もあったが、金次郎の指導が功を奏し、荒地の復興・戸口の増加・宇津家財政の改善は成果を出して、15年を経た天保8(1837)年、復興事業は成功裏に宇津家に引き渡すことができた。
- ・この時期、旗本の家政改革はどこでも進められていたが、多くは豪農・豪商の金主を立てた「勝手賄い仕法」（支配地の有力農民に財産管理や運用を任せる制度）であり、領内に年貢の先納を命じたり、金主に借金の才覚をゆだねる方法であったから金次郎の仕法とは大きくかけ離れたものであった。

(2) 近隣各地への仕法実施

- ・桜町領での仕法の成功が評判となり、近隣の茂木藩・烏山藩をはじめ、常陸国の幕領青木村（茨城県真壁郡）や下野の佐倉藩領下石橋村などからも仕法を懇願され、金次郎の下で仕法を学ぼうとする個人の入門希望者も増えた。天保飢饉後は郷里小田原藩や下総の下館藩、奥州の相馬藩からも指導を求められ、報徳仕法は全国的な普及拡大への動きを見せ始めた。
- ・しかし実際に仕法を要請したのは小田原を除けばいずれも小藩で、特に下野の諸藩は飢饉後の財政窮乏に対する緊急の救済措置として仕法実施を要請するかたむきがあり、腰を据えた長期にわたる仕法実施の姿勢に乏しかった。小田原・下館両藩の仕法は、藩論の統一が不十分で比較的短命に終わり、僅かに相馬藩のみが明治維新後まで仕法を継続できたのである。

(3) 日光領での仕法

- ・金次郎は天保13(1842)年、天保改革の最中に御普請役格、20俵2人扶持の待遇で幕臣に取り立てられた、やがて真岡代官山内総左衛門手付けとなった。弘化元(1844)年4月には日光領の荒地起返仕法の調査を命ぜられ、江戸で仕法雛形の作成に取りかかり、同3年6月に完成し提出した。金次郎は、幕府の聖地で天下の耳目の集まる日光領における仕法実施の意義を重く考え、これを機会に報徳仕法の集大成をする意気込みで仕法実施の命令を待ったが、すぐにあると思った命令が下らぬまま、ふたたび真岡代官に付属することになり、嘉永元(1848)年9月一家を挙げて桜町から東郷出張陣屋に移った。ここで下野・常陸両国の真岡代官支配所の仕法を行いながら、日光領仕法実施の命を待つことになった。
- ・嘉永6(1853)年2月、ようやく日光仕法着手の命があり、6月日光奉行所手付として日光に赴任、早速仕法に取りかかった。安政2(1855)年4月に今市に仕法役所が竣工、一家は東郷陣屋から転居した。しかし金次郎は江戸を発つ頃から病床に就くことが多くなり、10月70歳で没し、今市宿の如来寺に葬られた。翌年、当時御普請役格見習であった息子弥太郎が、跡

を継いで御普請役に昇進、日光仕法を引き継いだ。その後、野州における報徳仕法は、弥太郎と門人たちの懸命な努力によって、生産力に見合わぬ収奪に対しては厳格な抑制措置を講じつつ、荒地地の再開発を積極的に推し進め、多大な成果を残した。

- ・だがいずれも領主支配の枠組みの中で実施される形態を取っていたため、幕藩制の崩壊とともに仕法も廃絶せざるを得ない悲劇的運命をたどっていった。

(4) 報徳仕法とは—「^{ふんど}分度」と「^{すいじょう}推讓」

- ・報徳仕法の内容は至誠・勤労・分度・推讓を柱とし、とりわけ分度と推讓はその根幹とした。
- ・統計的手法で算出した年貢量を領主側の収入額として固定し（「分度」という）、その範囲内で財政を賄わせ、領主側にも一定の緊縮した生活を遵守させた。「推讓」は分度外の余剰を自分の将来や他人のために推し譲ることを云い、金次郎は社会のためへの推讓を積極的に説いた。金銭や米穀だけでなく労働力の推讓もあった。

(5) 報徳仕法の残したもの

- ・桜町や東郷陣屋で金次郎の指導を受け門人となった者は多い。西沼村の丈八・茂木藩の中村勸農衛（元順）・吉良八郎であり、下野国外の目を広げれば相馬藩の富田高慶、明治になってから遠江の岡田佐平治ら枚挙に暇がない。彼らは各地で仕法を展開し、明治以降の報徳社運動へと連なっていた。
- ・県内では芳賀郡桜町で明治19(1886)年、門人岡田良一郎（佐平治の息子）らが旧陣屋前に「報徳訓」建碑をしたのを契機に30年遠忌法要が営まれ、そこで神社建設が建議され翌20年鎮座祭が執行された。今市町では明治30(1897)年に報徳二宮神社の鎮座祭が挙行され、
- ・教育界にも大きな影響を与え、烏山女学校の創設者新井萬吉の「良い人働く人」への影響や真岡高等女学校（現真岡女子高校）の校歌3番に「徳に報ゆる二宮の大人の教えを受けつぎて」（現2番、資料1）などに歌われたりと種々語り継がれたりしている。

2、日光県から宇都宮県・栃木県へ—鬼怒川流域の開墾

(1) 日光県の開墾政策

- ・明治3(1870)年12月、日光県知事鍋島幹は新しい大規模開墾を政府に申請した。下野の開墾事業を見てみると二宮金次郎による農村復興政策（報徳仕法）があった。しかし、報徳仕法は荒地復興であり、田畑の総量が増えたわけではなかった。それゆえ併行して原野の大規模開墾を行う必要がある。幸い管下には肥沃な田畑に転換可能な3・40町歩の原野が沢山あると認識したのである。
- ・鍋島は報徳仕法そのものを否定してはいないが、主眼は原野の大規模開墾に置いた。政策遂行にあたって最大の問題は開発資金の調達と開墾の労働力であった。前者に関しては資金3000両の借用を政府に申し込み、後者については徒役開墾（囚人労働、資料2）を主張した。
- ・最初の開墾地として塩野室（現日光市）地内の原野が選ばれた。徒役開墾により30町歩の良田が見込まれるとして、ここで試行的な施策を行い順次県内に拡げていく目論見であった。

(2) 旧栃木県の開墾政策

- ・塩野室開墾は水田作りであったが、日光県が廃止されようとしていた明治4年11月、鍋島知

県事は鬼怒川・思川沿岸の開産計画を立て一大養蚕地帯にしようと目論んだ。鍋島の計画は、管内鬼怒川・思川沿岸の荒地・芝地を開発し、上州（群馬県）島村などの蚕種業者の協力を得て両川の流域を養蚕、とりわけ蚕種の産地にすることであった。

- ・幕末には奥州の梁川蚕種、羽州の米沢蚕種、上州の島村蚕種、信州の上田蚕種が 4 大蚕種業地として知れ渡っていた。開港以来、生糸は輸出品中第 1 位の位置を占め、元治元年（1864）、蚕種の輸出が解禁になると蚕種も重要な貿易品となった。当時、欧州では「微粒子病」という蚕病が大流行し、フランス・イタリアなど蚕種産出国が壊滅的な被害を受けたため、健全な蚕種を日本に求めてきた背景があり、蚕種の産地形成は急務だった。
- ・日光県にあって蚕業奨励の実務にあたったのは仲田信彰であった。足利郡勸農村（足利市）の農民出身であった仲田は、明治 2 年 30 歳で岩鼻県に出仕し、同 4 年 6 月日光県少属となった。直後に「当管内一大産物ヲ興スノ策」を建策し、鬼怒川流域を一大蚕種業地に形成すべきと提言した。川筋の荒地が蚕種業の適地であることは、江戸時代から関係者には知られたことであった。8 月、鍋島自らが思川・鬼怒川沿い 19 か村の村役人を集め桑地開発と蚕種業の移植を指示、過半の村々が開発の請書を提出したため、11 月にかけて仲田は開発の村々を調査した。調査内容は開発反別、開発の当人、請地人の差し出す請地反別等で、10 月には請地人となる群馬県田島武平らが来県とともに廻村した。この結果、日光県は開発政策を大蔵省に提出し、桑畑開発の許可を求めたのである。12 月には栃木町で開発予定村々と群馬県蚕種業者との間で開発計画が結ばれ、開発場 16 か村（資料3）、開発面積 256 町余、島村蚕種家請地分 108 町余という契約が取り交わされていて、旧二宮町域では砂ヶ原村の 16 町 2 反、大島村の 6 町 2 反が関わった。
- ・なお、仲田は栃木県に変わった後も、同 6 年の「栃木県官員録」でみると「地券營繕開産掛」を担当しており、栃木県の蚕業奨励策はほぼ彼の建策にそって展開されている。

(3) 徒場の移転と宇都宮県の開墾

- ・明治 5(1872)年 2 月、栃木県は大蔵省に徒罪人による開墾を申請した。場所は都賀郡大町新田在字上野原で、同所は地元 15 か村の他、近隣 34 か村の入会秣場であった。許可後の 3 月、塩野室開墾にたずさわった徒罪人が大町新田在の仮徒場へ移送された。移送役人と縄取人が開墾諸道具一式とともに徒罪人 46 人・授産徒人 3 人計 49 名を引き連れていった。
- ・徒場並びに開墾場は、都賀郡出井村上野原と土塔村上野原（ともに小山市）の 2 か所に設営された。ともに上野原という字名が付いているから、上野原の北と南に置かれたのであろう。資料4にみるごとく、両徒場は思川と鬼怒川に挟まれた台地上にあり蚕業政策と関連していた。
- ・宇都宮県も明治 6 年 5 月、栃木県令鍋島幹が宇都宮県令を兼務すると、鬼怒川沿岸の開発を進めた。方法は朝鮮人参販売の益金を借用し、懲役人を駆使して鬼怒川沿岸の荒蕪地 230 町歩を開墾しようとするもので、ここに桑苗を植えて「地方ノ公益」を図かろうとした。開墾の暁には近傍各地の有志者に売与して開発費の償却に宛てようとするものであった。
- ・すでに鬼怒川河畔では、旧宇都宮藩主の許可を得て川村迂叟・伝衛父子が、明治 2 年頃から開墾地に桑苗の植栽を始めていた。字大島河原（宇都宮市）に 25 町歩余を開墾し、併せて蚕室数棟と製糸場を新築していた。最初は石井村製糸場と称し、のち大嶮商舎と改称する製糸工場である。製糸場を運営したのは同村の小林正造である。同じ頃、芳賀郡中村では旧高德藩主の戸田忠至が^{ただゆき}出資し、同村小林源四郎に委託して 13 町 7 反を開墾し桑苗を植栽した

(中村養蚕場)。明治5年にはいと下籠谷村の野沢久一郎や粕田村の川又東一郎は蚕種製造の許可を申請している。このように民間の動きと連動して地域を開発し、日本の代表的な輸出品を産出することは「地方ノ公益ヲ図ル」ことと確信したのである。宇都宮県の鬼怒川開墾は明治6年6月に許可がおりスタートしたが、北は氏家宿近隣の馬場村(さくら市)から南は福良村(小山市)まで真岡市域も含め官民混然として開発を進めたことに特徴であった。

- ・明治7年2月、宇都宮県を合併した栃木県は懲役開墾が成功したとして民間の開墾にも用いることを通達した。都賀郡延島新田における「養蚕開業社」による開墾はその例で、懲役人が有償で使用された(宮崎俊弥「島村蚕種業者による栃木県延島新田進出と蚕室経営」『ぐんま史料研究』第16号)。殖産興業期、囚人労働は地域開発と不可分の関係で展開された。

(4) 鬼怒川流域の開墾と蚕種製造業者

- ・明治5(1872)年7月宇都宮県は群馬県島村の田島弥平に宇都宮県の蚕種製造取締大惣代に任命し、管内養蚕製造人の取り調べと税金の取り立て、上納を依頼した。田島は、群馬県と栃木県のそれも兼務していたから、11月には石井村製糸場の小林正造に蚕種副惣代を命じた。
- ・明治6年5月から始まった鬼怒川開墾は、懲役50名が1人1日8坪ずつの開墾、1年で48町余を目論んだが、途中から270人に増員され、明治7年2月までには150町余が開墾され桑苗が植栽された。民間への払い下げは、早くも明治6年8月から始められた。上等は1反に付き6円10銭、中等は5円60銭、下等は5円で払い下げ地所は以下の通りである。

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 一、反別未定 | 河内郡小林村・白沢宿・岡本村・柳原新田・石井村・ |
| 一、反別凡五〇町歩余 | 河内郡東蓼沼村 |
| 一、反別未定 | 河内郡三軒在家村・小里村・上三川村・三本木村・坂上村・芳賀郡谷貝新田 |
| 一、反別未定 | 芳賀郡板戸村・刈沼新田・道場宿・竹下村・鑑山村・籠谷村 |
| 一、反別凡二六町歩余 | 芳賀郡柳林村・大沼村・粕田村・寺分村・中村・若旅村 |
| 一、反別凡一六町歩余 | 芳賀郡砂ヶ原村 |
| 一、反別未定 | 芳賀郡堀込村・大道泉村・鷺巣村 |
| 一、反別凡六町五反歩余 | 芳賀郡大島村 |
| 一、反別未定 | 芳賀郡上江連村 |

(「明治五年月番御庸留帳」 薙部正男氏所蔵文書)

- ・資料3と比較すると、砂ヶ原村や大島村は目標を早くも達成したことがわかるし、予想以上のスピードで開墾が進んだ。旧二宮町域で払い下げを願い出た者はある程度判明する。上谷貝新田は伊沢清二郎、堀込村は上野重平である。両名は「明治六年分蚕種印紙大凡積略表」(『栃木県史料』五八)に名前を見ることができる。これによると、石井村製糸場や中村養蚕場などは海外輸出用として生産されたのに対して、同町域では国内向けであったことがわかる。ところで、印紙とは蚕種紙に貼る政府発行の証票で、購入することは納税を意味しただけでなく、鑑札を得た者が蚕種生産をするシステムになった。この背景には、幕末に海外貿易が開始されて以来、蚕種紙の輸出も盛んになり高い利潤を得る商品となった。ために粗製濫造の弊害が出て、それを防ぐ一方策が鑑札や印紙の発行となったのである。
- ・明治6年9月には、蚕種紙生産が始まった村々に養蚕世話方がおかれた。第5大区1小区には、鷺巣村飯野伝一郎、堀込村上野重平、上谷貝村伊沢清二郎が任命された。

(5) 農業会社の設立

- ・ 明治7(1874)年1月、柳^{やなぎばやし}林村で蚕種製造と製茶を目的とする農業会社が設立された。村の名を取って柳^{りゅうりん}林農社と呼ばれたが、出資者は実業界に指導者になっていく渋沢栄一とその一族や関係者であった。旧幕時代の柳林村は一橋領であり、一橋家の家臣であった渋沢栄一は、農兵募集などの用向きで下野内の同家領に来ていた(宇都宮商工会議所史編纂会『宇都宮商工会議所五十年史』)。明治初年には大蔵省に出仕しており、開墾の情報も入っていたに違いない。土地勘もあってか、開墾地を払い下げ桑園と茶畑を仕立て、会社を経営することが可能との意思があった。会社とは、近代社会になってから生まれた言葉で、営利を目的とする共同企業を意味し、カンパニー(company)の訳語である。明治5年の国立銀行条例によって叢生した国立銀行が、日本では最初の株式会社といわれている。
- ・ 共同出資による営利追求は会社設立の1番目の意義であるが、面白いのは不良製品を取り締まる目的が第2の趣意であるという指摘である。僅かな利益の前に粗製濫造に走る風潮を戒め、会社には良い製品を製造する義務があるとする社会性、公益性を付与したのである。なお、農業会社は今日では珍しい存在であるが、会社に関する統計の初発は明治14(1881)年のもので、それによると銀行を除く総数は1803社で、商業669に次ぐのは農業132社であった。工業はまだ77社と多くはなく、殖産興業期の日本をよく表している(高村直助『会社の誕生』)。
- ・ 設立時に作成された「柳林農社申合略則」は社則ともいうべきものであるが、前文には設立の趣意が記されている。柳林農社は養蚕と製茶の二本立農業を行う。この分野は国が特に重視している物産であり、利益をあげるためには研究と忍耐が必要である。一番重要なことは両分野に熟達することと相応しい土地を見つけることである。幸い鬼怒川東岸の地域は、毎年のように水害に見舞われるが、土壌は肥沃で養蚕の適地である。ところが土地の人々は養蚕に熟知していないため土地が荒地になっていた。われわれは柳林村に土地を購入して、養蚕・製茶業を起こして国家のために尽くしたい、というものであった。「養蚕製茶ノ業ヲ開キ、共同ノ公利ヲ興シテ国恩ノ万ニ報酬セントス」という結語に、私利私欲の意図からではなく公利や国益のために役立てたいとする渋沢の会社観を窺うことができる。われわれとは、以下の5人の株主であり、出資額も記しておこう。

| | | | |
|-------|---------|----|-------|
| 渋沢栄一 | 東京海運橋兜町 | 二株 | 二〇〇〇円 |
| 渋沢喜作 | 東京湯島中坂下 | 三株 | 三〇〇〇円 |
| 古河市兵衛 | 東京瀬戸物町 | 四株 | 四〇〇〇円 |
| 福田彦四郎 | 上野国国領村 | 四株 | 四〇〇〇円 |
| 細野時敏 | 東京湯島中坂下 | 一株 | 一〇〇〇円 |
| 渋沢才三郎 | 武蔵国血洗島 | 一株 | 一〇〇〇円 |

(「柳林農社申合略則」福田尚氏所蔵文書)

(6) 柳林農社の規模

- ・ 柳林農社の所在地は現真岡市であるが、『真岡市史』の刊行以降に柳林農社史料が発見され、それらは福田彦四郎のひ孫にあたる福田尚氏から二宮町史編さん室に寄託された。本県では最も早い時期の会社と考えられ、宮崎俊弥氏による研究も進められている。ここでは「渋沢一族による栃木県柳林農社経営」(『共愛学園前橋国際大学論集』第六号)という氏の論文を要約する形で柳林農社の経営を紹介しよう。
- ・ 株主の5名は、現地の経営を進めるにあたって支配人を配置し、労働者の雇用や開業概算書、

毎年の予算・決算書を作成することを決めた。支配人は社中から最も農業・養蚕に熟達していた福田彦四郎が選ばれた。彦四郎の母は渋沢一族から嫁いできたので、渋沢栄一やその従兄弟にあたる渋沢喜作とは早くから昵懇の仲であった。

- 彦四郎の父立忠は、群馬県島村の田島武平（立忠と義兄弟の間柄）らと明治6年から都賀郡延島新田（小山市）で養蚕のため開墾事業に乗り出していた。同新田は前述した日光県による鬼怒川・思川開墾の対象地にあり、立忠はここで4町3反余の開墾地を取得し田島武平家蚕室の管理人として養蚕・蚕種経営にあっていた。このような経過もあり、彦四郎にとっては鬼怒川を挟んで北東14キロメートルに位置する柳林での養蚕経営はごく自然な形で入り込めた。柳林農社の蚕種業は、群馬県を代表する島村の技術を受け継いで始められた。
- 栃木県へ設立申請をしたのは明治8年4月で、5月に開業許可が下りた。申請に1年3か月もかかったのは、地元で農社設立に対し反対の気運があったことや株主の1人であった古河市兵衛の脱社問題が起きたことに起因する。市兵衛は仕えていた政商小野組が閉店してしまい、失職して出資が継続できなくなったからである。地元との摩擦とは、農場に取り込んだ一部が柳林村を含む5か村の入会秣場で、この地についてはすでに5か村から開墾計画が出されていたからである。村方助成金と礼金を払って解決したようだ。
- 農社の所有地は12町1反余で、うち8町7反余は桑園に、残りは蚕室などの建物施設や茶園に利用された。桑園の大半は栃木県払い下げ地からの購入で、一部は自費開墾した所もあった。建物施設は5棟の蚕室を建てる予定であったが、実際は間口（幅）33間（59.4メートル）・奥行5間（9メートル）の巨大な蚕室一棟のみとなった。地元では「三十三間堂」と呼ばれていたという。土地の購入はその後も続き、明治13年時点では17町3反余に拡大したが、資料5はその年の土地・建物の内訳である。

(7) 柳林農社の経営と推移

- 柳林農社の経営は、明治11(1878)年の収支状況をみると、予想よりはるかに落ち込んでいる。予算書では、原種90枚掃立て糸繭2970円、蚕種7560円、出殻繭720円計1万1250円の収穫金を見込んだのに、収穫金は1892円余で大幅な減収であった。明治13年には5530円の収入もあったが、全体としては低迷し農社の養蚕・蚕種・製茶の事業は設立段階で予想したほど収入をもたらすことはできなかった。
- 最大の要因は蚕種価格の低落化にあった。柳林農社が設立された明治7年時点で、横浜における蚕種価格は1枚2円60銭から55銭へと暴落していた。明治9年にはいくらか持ち直したものの長期低落化は避けられず、18年に輸出自体が途絶えた。背景には蚕種輸出国であったイタリア・フランス両国で蚕病が克服され、自国産種で充足されるようになって日本への需要が激減するという状況があった。さらに幕末以来の急速な生産拡大のなかで不良蚕種が輸出されるなど、粗製濫造化傾向が価格暴落に拍車をかけた。
- この間、政府は蚕種地域に「蚕種製造組合条例」（明治8年）を出して対応策を指示した。組合を組織して粗製濫造を自主的に規制しようとしたのである。本県でも都賀・芳賀・河内3郡25か村56人からなる絹川組が結成された。頭取は後に下野紡績で名を馳せる下籠谷村（真岡市）の野沢次郎であった。「絹川」という名の通り鬼怒川沿岸の主要蚕種製造家を組織したもので、柳林農社の福田彦四郎も個人名で参加した。旧二宮町域の組合員は3名であった。
堀込村 上野 重平 桑園反別一町一反 桑葉生産量一八〇〇貫 原種掃立料五枚

| | | | |
|-----------|------|------|----|
| 砂ヶ原村 椿 喜平 | 一町五反 | 七五六貫 | 三枚 |
| 同 内木森三郎 | 一町五反 | 二五二貫 | 一枚 |

(五味仙衛武「栃木県における明治初期の蚕業奨励」『栃木県史研究』五号)

- ・輸出が不振になると、群馬県島村の蚕種家は国内向け生産へ転換していくか養蚕業に専化していったが、柳林農社の場合は、どちらも選ばず肥料販売と「利子米貸付」に比重を移していった。利子米貸し付けとは、農家に資金を貸し付け、その年に収穫した米でもって利子を付けて返済させるもので、これは大きな利益を生み出した。明治 13 年からは、社則に「作立貸付」の業務を追加した。農家への資金貸し付けで、農業中心の会社から貸金業中心の会社へと転換したのである。この時は新たに株金を徴集しないで、渋沢栄一が頭取を務める第一国立銀行から 2 万 4000 円を借り入れて資金としたが、明治 15 年からの松方デフレ政策による不況に見舞われると、元金だけでなく利息金の返済にも滞るものが続出し、農舎の経営を圧迫した。
- ・こうして明治 21 年には、廃業届が栃木県に出されて解散となった。解社処理として、地所・家屋・貸付金などの農社資本は支配人福田彦四郎が買い受け、第一国立銀行の借り入れ残金は彦四郎個人の債務として、明治 28 年までに完済することなどが議決され、彦四郎個人の農場となる温情的措置がとられ、農場は同 39 年頃まで存続していた。
- ・以上が柳林農社のあらましである。近世社会において河川沿岸の荒蕪地は、本来氾濫原であった。ここに開発の鉄が入り沿岸耕地が拡大するということは、より洪水の危険にさらすことでもある。ここに、近世社会の河川管理と異なる高水工事による連続堤が提起される状況が作られ、明治 29(1896)年に制定される河川法を求める一つの社会条件が作られていった。

(8) 河川法と連続堤—近世の川から近代の川へ

①近世の堤防

- ・川との共生……堤防（資料 6）と広大な遊水池、水塚^{みづか}の造成→氾濫と恵みのため。
 霞堤—「堤防を連続的に造らずに下流部を開放し、次の堤防の上流端を堤内に延長して、重複させるように造ったもの。断続堤」（大辞林）といわれるが、鬼怒川や田川の霞堤は「水防の必要な箇所を局部的に囲い込み、増水時には堤の切れ目から水を溢れさせ、増水を拡散させながら洪水の被害を少なくさせるためのもの」（『南河内町史』通史編近世）位の定義でよい。鬼怒川沿岸の芳賀郡鷲巣村（旧二宮町）で具体例を見てみる（資料7）。
 水塚—洪水に備えて屋敷内に盛り土して築いた高台、またそこにある建物。

②河川法制定……明治29(1896)年、高水工事による連続堤の建設

③低水工法（工事）から高水工法へ

- ・わが国では明治 33(1900)年以降、河川改修の方法が低水工法から高水工法に全面的に転換された。高水工法というのは堤防を高くすることによって洪水時の最大流量を河川の中に押し込め洪水を防ぐ方法であり、これに対して低水工法というのは、一定の流量以上に増水した場合は堤防を越えさせ低湿地帯一帯に水を留めて遊水地帯とし、それによって下流の流量を調節する工法である。いわば遊水地帯の犠牲において下流の洪水被害を最小限にするやり方といって良い。高水工法は土木技術上からは難しいというだけでなく、工事費の点から極めて高かった。低水工法の場合は広大な水害常習地帯を前提としているが、大規模な土木工事は必要としなかった。しかし内陸鉄道が発達するに従って舟運の重要性が小さくなり、明治 33 年以降は専ら洪水対策上から全国的に高水工法が採用されていったのである。

資料1 真岡女子高校校歌

校歌

一 南の空にとり甲ふ
筑波の山に比よま
高き操を負ひ持ちて
心も清く身も爽に
我等が学ぶ学舎は
真岡の里に聳えたり
いざもろともに

学ばなむ

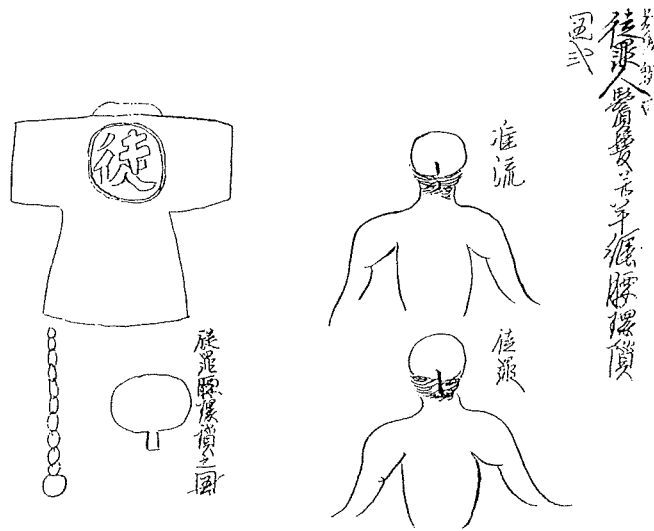
二 徳に報ゆる二宮の
大人の教をうけつぎて
古（今）にかはりなま
里に生れし身の幸也
天地の恵み師の教訓
心に深くまぎみつゝ
いざもろともに
学ばなむ



春（校舎）

資料 2

徒役人の髪型、服装等を知らせる触
〔松本洋一家文書「明治四年御用留」〕



資料 3

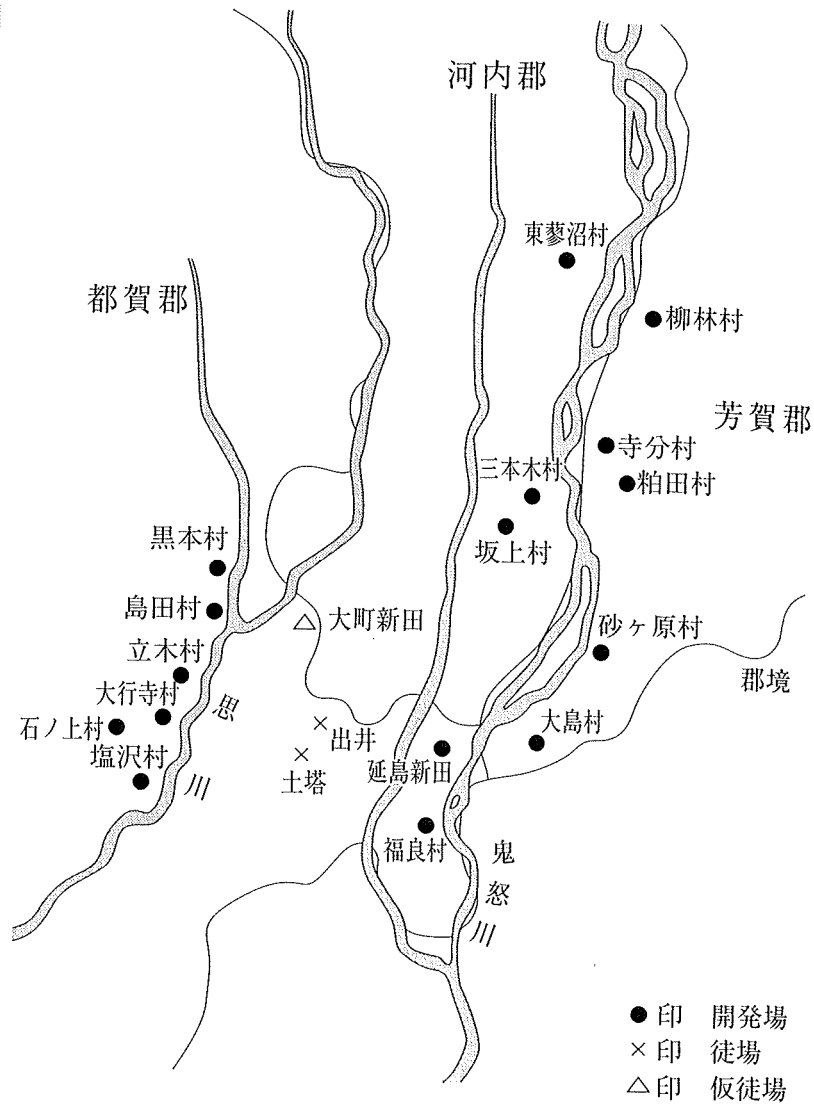
開発予定村々と開墾社申請地面積

明治 4 年 11 月

| 村 名 | 開発総面積 | 社申請地面積 |
|--------------|---------|--------|
| | 坪 | 坪 |
| ①河内郡東蓼沼村 | 140,827 | |
| ②芳賀郡柳林村 | 77,865 | 38,935 |
| ③ 〃 粕田村・寺分村 | 77,700 | 32,800 |
| ④ 〃 砂ヶ原村 | 48,523 | 24,233 |
| ⑤都賀郡延島新田村 | 124,350 | 37,305 |
| ⑥河内郡三本木村・坂上村 | 76,222 | 18,000 |
| ⑦都賀郡福良村 | 43,901 | |
| ⑧芳賀郡大島村 | 18,620 | |
| (以上 鬼怒川流域) | | |
| ⑨都賀郡立木村 | 56,182 | 21,672 |
| ⑩ 〃 島田村 | 85,969 | 36,088 |
| ⑪ 〃 黒本村 | 18,712 | 7,487 |
| ⑫ 〃 石ノ上村 | 13,096 | 5,238 |
| ⑬ 〃 塩沢村 | 12,831 | 9,000 |
| ⑭ 〃 大行寺村 | 22,777 | |
| (以上 思川流域) | | |
| 計 | 817,575 | |

註) 宮崎俊弥「島村蚕種業者による栃木県延島新田進出と蚕室経営」(『ぐんま史料研究』第16号).

資料4



蚕業開発諸村と徒場

(『小山市史 通史編Ⅲ・近現代』227頁に一部加筆)



山岡鉄舟書「柳林農社」
〔渋沢栄一記念館蔵〕

柳林農社の土地と建物

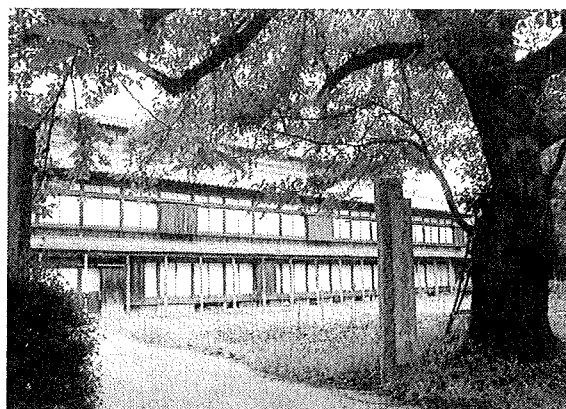
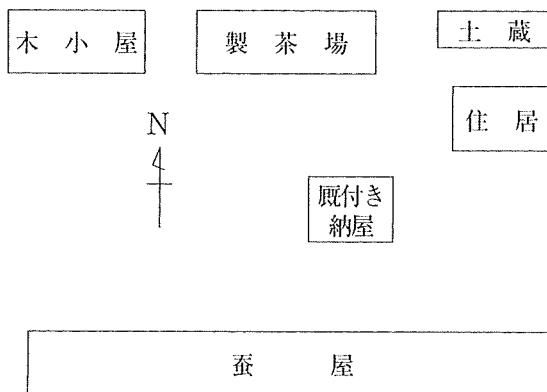
○土地

| 地目 | 面積 | 時価見積り |
|----------|--------------|-------|
| 桑園 | 9町0反1畝06歩 | 3600円 |
| 茶園 | 5. 8. 1. 10 | 1800 |
| 畑 | 2. 7. 28 | 60 |
| 平林 | 1. 1. 2. 19 | 200 |
| 宅地(墓地含む) | 1. 1. 0. 21 | 200 |
| 合計 | 17. 3. 3. 24 | 5860 |

○建物

| 種目 | 構造ほか | 時価見積り |
|---------|--------------------------------|-------|
| 桑室 | 杉皮葺。5間×33間 建具・畳一式 | 4000円 |
| 住居 | 瓦葺。4間×7間。 建具・畳一式 | 200 |
| 長屋(製茶場) | 板葺。4間×12間。 土間 | 100 |
| 土蔵 | 瓦葺。2.5間×9間。 | 500 |
| 木小屋 | 2階付。戸前3ヶ所 草葺。4間×10間。 掘立柱 | 20 |
| 厩付き納屋 | 板葺。4間×5間。 土間 | 50 |
| 全6棟合計 | | 4870 |

建物配置図



松ヶ岡開墾場蚕室
(島村養蚕業の影響をうけ明治8年建築)
〔山形県鶴岡市 松ヶ岡開墾記念館〕

明治13年 柳林農社の土地・建物ならびに建物配置図

〔宮崎俊弥「渋沢一族による栃木県柳林農社経営」

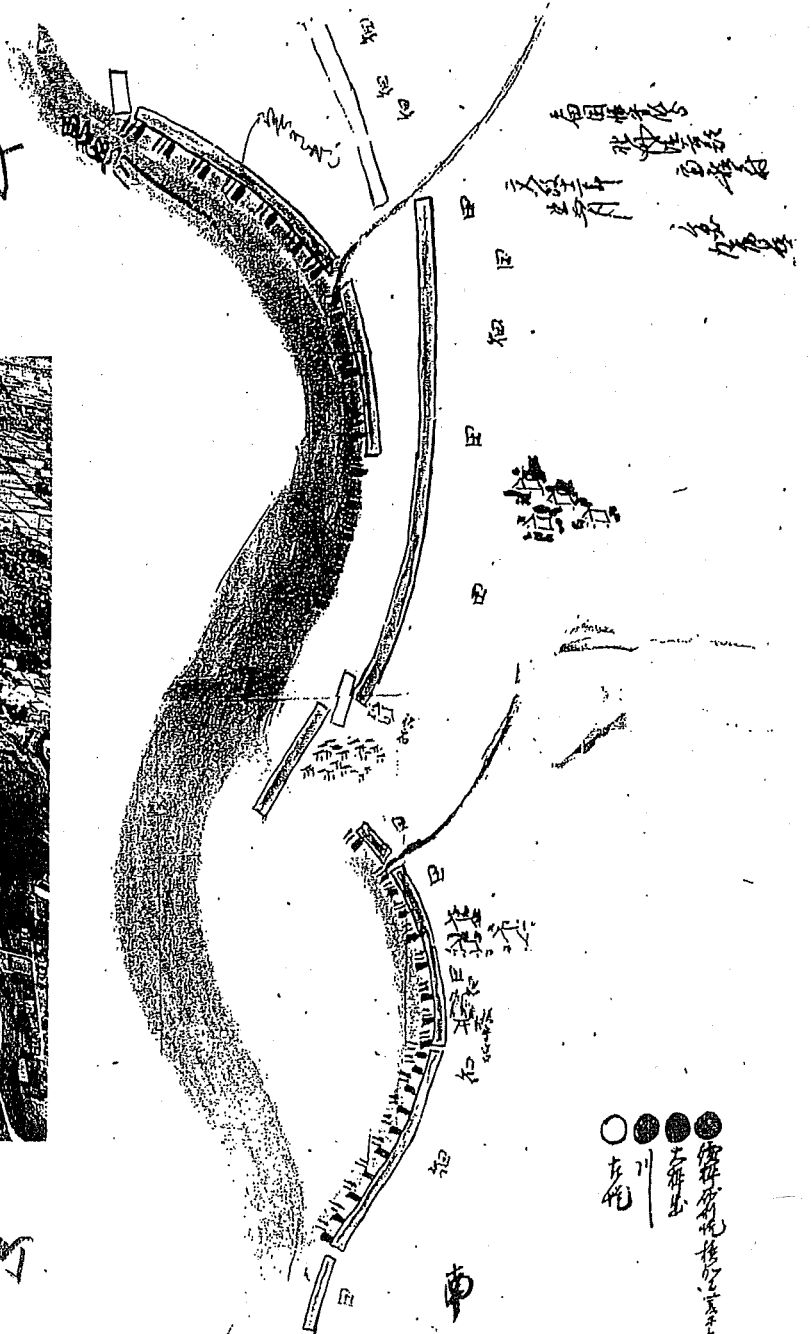
『共愛学園前橋国際大学論集』第6号〕

資料 6

A. 霞堤 (日光領七里地区) ... 大谷川



B. 奥谷川
宗禎寺村

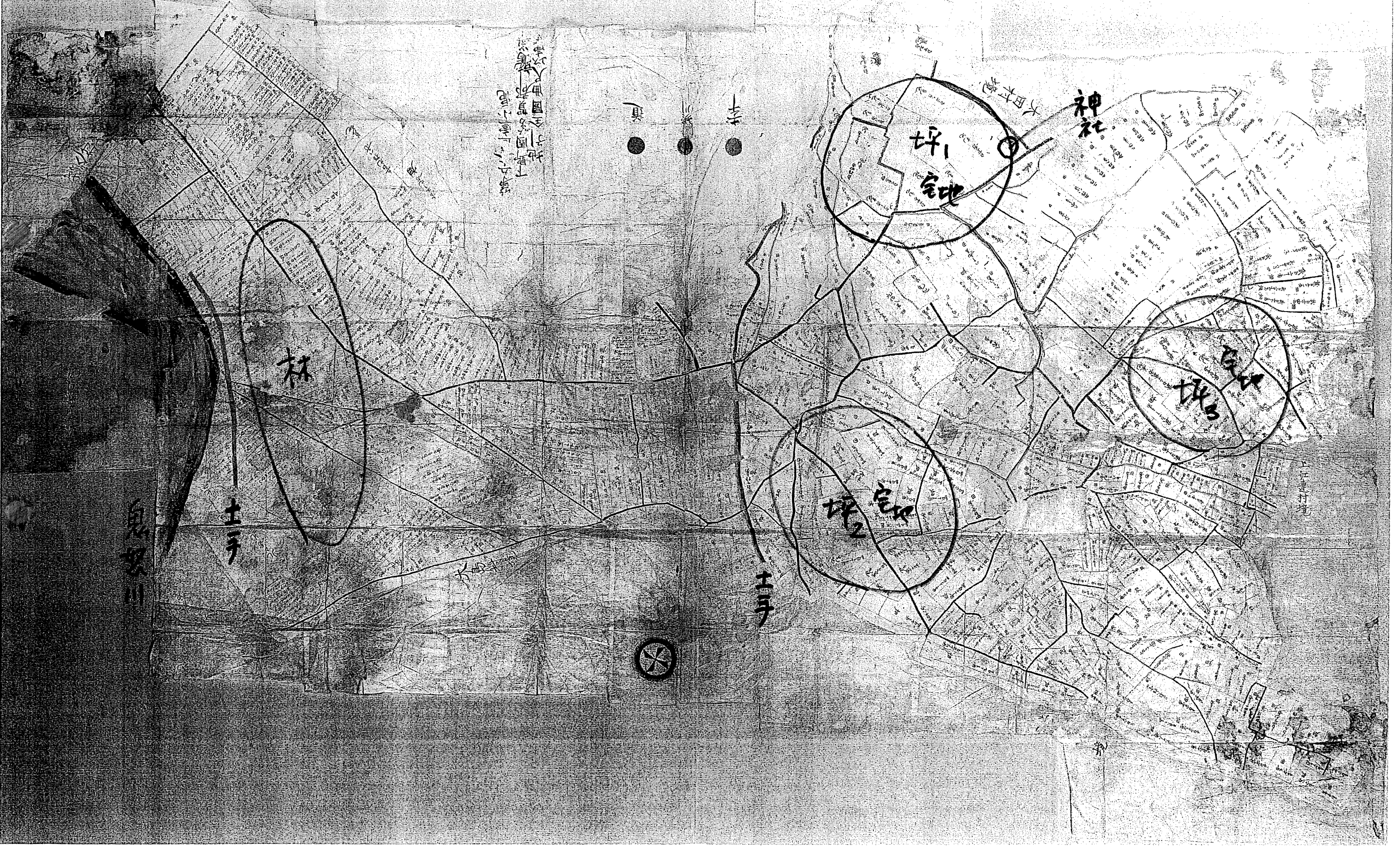


○ 川
● 宗禎寺
● 霞堤
● 宗禎寺村



C. 現在の霞堤 上河内町

M6~M9. 鷺巣村地引全圖



鷺巣村地引全圖
第五大区管内下野園芳賀郡鷺巣地引全圖以巻一ノリノNo.2018

道
土手



土手

林

土手

坪2
宅地

坪1
宅地

神社

坪3
宅地

上江連打境

大田村境